

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 8 月 23 日 (金) 第 543 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱 (※) (財政課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 4
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第617号

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 6 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県地域総合整備資金貸付要綱 (平成 2 年鹿児島県告示第1811号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「いう。)」の次に「, 同法第36条の25第 1 項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が, 同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の 2 に規定する対象事業活動 (以下「支援対象事業活動」という。)」を加え, 同項中第 3 号を削り, 第 4 号を第 3 号とする。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

貸付対象事業 1 件当たりの貸付額は, 100万円以上とし, 80億円を限度とする。

第 5 条第 2 項中「35パーセント」を「50パーセント」に改め, 同条第 4 項中「42億円」を「80億円」に, 「52億5,000万円」と, 「63億円」とあるのは「78億7,000万円」を「100億円」に改め, 同条第 5 項中「地域脱炭素化促進事業」の次に「及び支援対象事業活動」を加え, 「42億円」を「80億円」に, 「67億5,000万円」と, 「63億円」とあるのは「101億2,000万円」を「120億円」に, 「35パーセント」を「50パーセント」に, 「45パーセント」を「60パーセント」に改める。

第12条第 1 項第 2 号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法 (平成19年法律第102号)

第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関」を加える。

附則第 2 項中「42億円」を「80億円」に、「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」を「120億円」に改める。

附則第 3 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 15 年 3 月 31 日」に、「42億円」を「80億円」に、「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」を「120億円」に改める。

附則第 4 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に、「42億円」を「80億円」に、「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」を「96億円」に、「35パーセント」を「50パーセント」に、「45パーセント」を「60パーセント」に、「52億5,000万円」を「100億円」に、「67億5,000万円」と、「78億7,000万円」とあるのは「101億2,000万円」を「120億円」に改める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から施行する。

鹿児島県告示第 618 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 6 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字牟禮ノ口 4149 番 1, 4149 番 2, 4149 番 4, 4150 番, 4151 番 1, 4152 番, 4153 番, 4155 番, 4157 番, 4159 番, 4160 番, 4163 番, 4164 番 2, 4168 番から 4171 番まで, 4173 番, 字前平 4192 番, 4193 番, 4198 番, 4200 番 2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 619 号

令和 6 年 6 月 18 日農林水産省告示第 1212 号（以下「告示第 1212 号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容をさつま町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 6 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不分明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
きらら公民会	薩摩郡さつま町泊野字土地 748 番 1, 748 番 5, 字	告示第 1212 号の変更後

	狩集1763番 1, 1763番 4	の指定施業要件のとおり
下野登, 肝付兼光, 高峰泰助, 高峰美浦, 高峯俊治, 高野榮, 三腰伊佐夫, 三腰義明, 三腰初右衛門, 三腰初二, 三腰知憲, 三腰忍, 三腰平, 三腰末光, 三腰隆満, 三腰良信, 三腰國光, 三腰實, 三腰廣美, 酒匂守, 松下英二雄, 川平ユキ, 川平文生, 帖佐勝英, 帖佐平七, 帖佐又男, 本田一彦, 本田喜儀, 本田義徳, 本田正人, 本田豊	薩摩郡さつま町泊野字高峯5213番 8	
小島章敬	薩摩郡さつま町二渡字吐合6050番 4	
徳丸菊次	薩摩郡さつま町二渡字吐合5988番 1 から5988番 3 まで	
富澤博	薩摩郡さつま町白男川字本屋敷3845番 6	

鹿児島県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
東内科小児科クリニック	垂水市田神3485番地 1	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第621号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ニック調剤薬局はやと店	霧島市隼人町見次1254-1	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
三井調剤薬局寿 2 丁目店	鹿屋市寿二丁目16番18号	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者, 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社 L i g u l a	鹿児島市易居町 9-22アル	訪問看護ステーションココ	鹿児島市武一丁目 5 番 18 号	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療

	ファステイツ みなと大通り 公園前504	レ	グランシャリ オ武305号		
アイ・アンド ・アイ株式会 社	大阪市天王寺 区寺田町二丁 目6-2アー クビル寺田町 201号	クオーレ訪問 看護ステーシ ョン	鹿児島市中山 町2457番地1 メゾンドール Y202号	令和6年 8月1日	精神通院医療
合同会社F o r e s t	神奈川県大和 市上草柳四丁 目3番5号	訪問看護リハ ビリステーシ ョンケアフォ レストさつま	始良市加治木 町新生町125	令和6年 8月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第623号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年8月23日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名称	所在地		
盛満医院	鹿児島市川上町3444番地1	令和6年 8月1日	精神通院医療
赤崎病院	指宿市開聞仙田2307	令和6年 8月1日	精神通院医療
指宿脳神経外科	指宿市東方8714番地21	令和6年 8月1日	精神通院医療
独立行政法人国立病院機構指 宿医療センター	指宿市十二町4145	令和6年 8月1日	精神通院医療
医療法人三心会西田病院	指宿市十二町2105番地1	令和6年 8月1日	精神通院医療
指宿竹元病院	指宿市東方7531番地	令和6年 8月1日	精神通院医療
ウエルフェア九州病院	枕崎市白沢北町191番地	令和6年 8月1日	精神通院医療
枕崎こどもクリニック	枕崎市松之尾町15番	令和6年 8月1日	精神通院医療
医療法人尚人会阿多病院	南さつま市金峰町花瀬1929	令和6年 8月1日	精神通院医療
医療法人和風会加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181 番地	令和6年 8月1日	精神通院医療
こだま病院	南九州市川辺町田部田3525	令和6年 8月1日	精神通院医療
菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地	令和6年 8月1日	精神通院医療
南九州さくら病院	南九州市知覧町永里2082番地	令和6年 8月1日	精神通院医療
川辺生協クリニック	南九州市川辺町両添大正田 1118番地	令和6年 8月1日	精神通院医療
医療法人健誠会湯田内科病院	日置市東市来町湯田2994	令和6年 8月1日	精神通院医療

医療法人向陽会伊集院病院	日置市伊集院町徳重三丁目 1 番地 1	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
前原総合医療病院	日置市伊集院町妙円寺一丁目 1-6	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
鹿児島こども病院	日置市伊集院町妙円寺二丁目 2000番669	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	いちき串木野市生福5391番地 3	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
えんでん内科クリニック	いちき串木野市東塩田町35番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
医療法人静和会みなと病院	いちき串木野市湊町一丁目 208番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
京町内科・脳神経クリニック	いちき串木野市京町43番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
とまと薬局荒田店	鹿児島市荒田一丁目16番3号	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
イブスキ薬局	指宿市大牟礼 1-1-16	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
べっぷ薬局	枕崎市白沢北町180番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
みさき薬局	枕崎市住吉町39番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
さつき薬局	南さつま市加世田地頭所568	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
ばんせい薬局	南さつま市加世田唐仁原6026番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
坊津薬局	南さつま市坊津町泊26番2	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
しんまち薬局	南九州市川辺町田部田3968番地 1	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
ナカムラ調剤薬局	南九州市知覧町郡5236-8	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
川辺調剤薬局	南九州市川辺町両添大正田1209番地 1	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
とも調剤薬局	日置市吹上町湯之浦2351番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
みやび薬局	日置市東市来町湯田2992番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
アクア薬局	いちき串木野市京町42番地 3	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
すこやか調剤薬局坂下店	いちき串木野市生福5419番地 2	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療

ハロー薬局	いちき串木野市春日町81番地	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
国分くすのき薬局	霧島市国分福島一丁目 5 番 17 号	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
おおすみ薬局田代店	肝属郡錦江町田代川原433番地 4	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療
肝付やぶさめ薬局	肝属郡肝付町前田858番地 3	令和 6 年 8 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第625号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、下甑加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 6 年 8 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

北薩地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークりきやえん	薩摩川内市高江町1733番地 1	力也園株式会社	薩摩川内市高江町1733番地 1	鮫島 力也	令和 6 年 8 月 1 日	就労継続支援 B 型
株式会社光の郷	薩摩郡さつま町柏原開元18番 1	株式会社光の郷	薩摩郡さつま町柏原1920番地 3	柳野 吉紀	令和 6 年 8 月 1 日	就労継続支援 B 型

大隅地域振興局告示第30号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援・放課後等デイサービスはぐはぐ	曾於郡大崎町井俣788-2	合同会社 L I N D O	鹿屋市串良町上小原4660番地 9	清水 貴子	令和 6 年 8 月 1 日	保育所等訪問支援

大隅地域振興局告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホ	垂水市本城221	社会福祉法人長	垂水市本城221	重吉 孝二	令和 6 年	短期入所

ム恵光園	番地	和会	番地		6月30日	
------	----	----	----	--	-------	--

大隅地域振興局告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年8月23日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所とあ	鹿屋市大始良町 1904番地3	特定非営利活動法人ハピニスホーム大始良	鹿屋市大始良町 1904番地3	天目石加寿代	令和6年 5月1日	就労継続支援B型